

# 令和元年10月定例農業委員会 会議録

令和元年10月10日（木）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 非農地証明願について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受  
理について

### 4. その他

### 5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

おはようございます。定刻となりましたので、令和元年10月定例農業委員会を開催させていただきます。

開会にあたり、事務局よりご挨拶申し上げます。

・事務局

皆さん、おはようございます。10月の定例農業委員会を開催しましたところ、農繁期で皆さん忙しい折にもかかわらず、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

さて、柿の最盛期なのですが、今週末、台風19号が来るということで天気予報もなっていると思います。現在、中心気圧が915ヘクトパスカル、最大瞬間風速75mということで、少し東にそれるということで聞いてますけども、ちょっと風雨の方が心配なところでございます。天候との戦いを強いられる農業は本当に大変やということで、皆様には頭が下がる思いでございます。

これからまだまだ秋が深まりますけども、農繁期続きますので、お体だけはくれぐれもお気を付け、作業にあたってください。

それと、先日、9月26日、27日と名古屋市場へ市長とJAさんと一緒に、トップセールスということで柿の売り込みに行っていました。農業委員会からは廣田委員と林委員同行いただきました。向こうに行ったところ、品物はやっぱり薄いということで、ことし着色が悪かった加減で、柿だけじゃなくて梨も、ほかの晩生のミカンも全部市場になかったということで、すぐに生産者の方に着色基準も下げられて連絡行ったことだと思います。

行ってわかることもあるということで、農家の皆様にはできるだけこういう情報を早急に情報提供することが必要なというふうにつくづく感じた次第でございます。

それと、「まっせ・はしもと」、11月4日に開催されます。当日、品評会もございます。また品評会の出品の方もできたらよろしくお願ひいたしますので、よろしくお願ひします。

それから、青森のリンゴとか、あと北海道留萌産の数の子の水産物なんかも来る予定していますので、農業委員会ブースの業務もあるんですけども、秋の1日、楽しんでいただきまして、「まっせ」へご来場いただきますよう、よろしくお願ひします。

以上、長くなりましたけども、開会のご挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願ひいたします。

・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。以後、会長ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

土井会長、お願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

今日、朝、朝刊を見ていますと、ノーベル賞から関電から、それからラグビーから、見出しもう読むのに忙しい、大変、時間足らん位の状況でございまして、一杯情報頭へ詰め込んで来たつもりですけども、ノーベル化学賞、大変いい話でございまして、我々日常生活に欠かすことのできないIT産業に全部リチウムイオン電池が使われているということで、まさに電源の改革に貢献したというようなことで、これからますますああいうものが環境問題とともに重要になってくると評価されてノーベル賞をもらたと、こういうようなことだそうでございます。

10月に入りまして、文化、スポーツ、食欲の秋というようなことで、収穫の時期となったわけですが、ことしはそれに加えまして消費税10%というようなことで、この消費税というのは制度が大変複雑でございまして、軽減税率とかキャッシュレスとか現金使用したらどうやとか、店内飲食とか店外飲食やとか、税金がそれで違うてくるというようなことで、日常生活に慣れるのには若干時間がかかるんやろうなというふうに考えておるところでございまして。

収穫の方を見ていますと、米の方は本年はやや良というようなデータが出ていましたけど、九州とか関東、千葉であの位被害あったのに、東北、北海道ではよかったというようなことからこんな結果になったそうでございます。

当地方特産の柿につきましては、やや若干色着きが遅いというようなことでございますが、カメムシの被害も少なく、いい柿が出ているそうでございますが、先ほど三浦補佐の方からありましたけども、19号台風の影響がどのようになるかと思つて、ちょっと心配をしているところでございます。

それと、大きな問題としては、先般、日米の2国間経済協定が決着したわけですが、それを見ていますと、農産品につきまして

はT P P水準に行くというようなことをございます。それで、牛肉については今38.5%の関税がかかっているわけですが、将来的には時間かけて、もうこれ9%になってしまうと。豚肉についても、キロ50円の関税になってしまうと。あるいは、リンゴやとかブドウとかワインとか、これはもう関税なしと、こういうようなことで、大変、じりじりと農産物については影響するんやろなというふうにされておるところをございます。

米につきましては7万tの特別枠、無関税のものが、これがもう撤廃というようになって、米は聖域というようになってこんなような状況になったと思いますが、農産物についてはこれからアメリカ、そういう所の波がどんどん押し寄せてきて、我々農業者にとっては大変注目というのか、それをしていかないかなというふうなことで、ちょっと心配は心配をございます。

11月4日、さっきありましたけども、「まっせ」が開催されます。農業委員会としましては農業委員会ブースを持ちまして、専門部会の方についても、今、具体的に進めておりまして、予算の方についても先般決定を見たところをございますので、後ほどまた事務局の方からとか説明があろうかと思っておりますけれども、協力方よろしくひとつお願い申し上げまして、本日の定例の農業委員会に入りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

・ 議 長

事務局から本日の出席者について報告をお願いします。

・ 事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席議員数についてご報告を申し上げます。

農業委員11名中、9名の出席をございます。なお、議席番号4番大西敏夫委員及び木下委員から欠席の届出が出されております。以上です。

・ 議 長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在籍委員の過半数に達しております。本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。橋本

市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員につきましては、議席番号3番大西正明委員、議席番号5番廣田征男委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は提出議案5件、報告事項1件であります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

#### ・事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の3-1ページと位置図の3-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市隅田町山内字箕ノ臺・・・、・・・、菖蒲・・・、・・・、寺地・・・の合計5筆です。登記簿地目は田及び畑、現況はすべて畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転となっております。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の経営拡大を考えていた譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。譲受人の堀畑氏の経営耕地面積は取得しようとする農地と合わせて・・・㎡で、旧隅田町の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等については、影響がありません。譲受人はトラクター3台、耕運機1台、動力噴霧器2台、草刈り機4台、軽トラック1台を所有しており、農業従事者は3名で、農作業常時従事要件を満たしております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図につきましては3-2ページをご覧ください。

申請地は橋本市隅田町山内字東浦・・・、・・・及び・・・の合計3筆となっております。登記簿地目は畑、現況もすべて畑となっております。今回の申請におきましても売買による所有権の移転となっております。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の経営拡大を考えていた譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。譲受人は先ほどの整理番号1番の案件と同じ・・・氏で、経営耕作面積は合わせて・・・㎡で、旧隅田町の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については影響はありません。こちらにつきましても、農業従事者は3名で、農作業常時従事要件を満たしております。

続きまして、農地法第3条の規定の許可の取り消しについての

届出がありましたので、そちらを説明いたします。議案書の方、3-2ページと位置図の3-3ページをご覧ください。

申請地は橋本市柏原字梅かい・・・です。賃貸人は・・・、賃借人は・・・。平成29年4月4日より令和2年4月3日までの3年間使用貸借の申請が平成29年2月定例委員会において許可されておりましたが、現在、雑草が生えており、近隣に迷惑がかかるということで、賃貸人の・・・様が自己管理するために取消願が提出されました。

以上、この結果から、この案件につきまして許可取り消してよろしいか、またご審議していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員様から追加説明をお願いします。

・田中（一）委員

田中ですが、今、事務局の方から説明していただいた件につきまして、非常に後継者の関係で難しいんです。だから、こういう形になったので、隣近所の方の了解も十分話を聞いて、近隣の水利関係とか以上のような問題につきまして、まあまあ渋々了解したということでございますので、その辺も皆さん方のご理解をお願いしたいと。後継者が全くないんです。親戚も土地は要りませんということですので、もうどうしようもないんです。以上です。

・議 長

ほしたら、この取り消しのやつについては、岡本さん見てくれたある？

・岡本委員

はい、見てます。もう放りっぱなしやったんで、逆に・・・さんと一緒に行って、早く整理した方が、近所迷惑かかるからということで今回のようなことになりました。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・ 議 長

この取り消したやつは、事務局、こんなケース初めてなんやけど、ちょっと説明してくれる？

・ 事務局

農地法上の4条、5条につきましては、これまでも実はありました。今年度につきましては、4月の定例農業委員会であやの台の広大な敷地の件があったと思うんですが、その場合は継承人の変更ですとか地目の変更、また、それに伴って除外される所があったので取り下げというのも実は一部あったんです。あの時は3種類のご審議を一括して行っていただきましたので、こういった取り下げというのはなかったんですが、本来であれば許可証と一緒に取り下げ願を受理して、農業委員会でご審議をいただく手順になります。ですので、今回、3条となりますので、これは県知事許可が及びません。橋本市農業委員会の判断となりますので、こちらでお諮りするという次第になった次第です。

あと、本来ですと許可証と一緒にということになるんですが、取消願と同時に許可証の紛失届と一緒に提出されておりますので、今回はその2つで受理をしたという経緯になっております。

・ 議 長

ほかに質疑ありませんか。どうぞ。

・ 廣田委員

5番の廣田です。この取り消しですんやけど、耕作されず自己管理するためって、貸してあったんだけど貸した人作ってくれへんさかい、わしまた管理するわという話ですんかい。

・ 事務局

はい。

・ 廣田委員

えらいまあ立派な人というか。よくわかりました。それだけです。

・岡本委員

これ、やり方にちょっと問題あったんです、本当は。土地を買うために一定面積の耕作が必要でしょう。そしたら、それを買ってもらうためにこれ貸すと。これから始まった問題で。法律の裏をうまいことくぐつとるといようなことで。はっきり言えば。そんな問題でこういうことが起こったということです。こういうことやさかい、許可する時の権限がこの委員会であればいいけど、それはあかんでとか見込みないとか言えればいいけど、そこまでも言えないというのがあるので、こういうようなことになってしまったと。

・議 長

なるほど。了解。  
事務局、どうぞ。

・事務局

追加の説明になるんですが、先ほど北山の方からは申請人がとあったんですが、この申請につきましては兩名連名の上での申請となっております。あと、岡本委員からも説明があったんですが、この3条申請ということですが、下限面積云々の話になりますと、当然、基盤強化法でも可能となりますので、今回は3条申請をあげられてあった案件となりますので、きちっと法律に沿って許可取消願ということでご審議いただくこととなります。

・議 長

わかりました。ほかにありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。  
本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)



・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページと位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市高野口町字名古曾字市坪・・・、位置は県立伊都中央高校より東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。譲受人は市内で建設業を営む法人で、・・・番に隣接した所に既に資材置き場を持っているのですが、その資材置き場が手狭になってきて、その拡張をするために適地を探していたところ、高齢で農地の維持管理が難しくなってきた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、資材置き場の設置となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。雨水につきましては、申請地西側及び東側の既設水路へ放流いたします。このことにつきまして、引の池土地改良区及び紀の川用水土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の方が5-2ページをご覧ください。

申請地は橋本市菖蒲谷字田和垣内・・・、位置は子安地藏寺より東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。譲受人は市外で再生可能エネルギーの仕入れ販売を行っている法人で、事業拡大のために適地を探していたところ、遠方に居住しており農地の維持管理が困難となっ

た譲渡人と交渉し、申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル420枚、パワーコンディショナー3台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置いたします。こちら排水につきまして、汚水・雑排水につきましては発生いたしません。雨水につきましては自然浸透とし、浸透し切れない分につきましては申請地東側の既設水路に放流いたします。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は5筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきまして、合計・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明します。位置図は5-3ページをご覧ください。

申請地は橋本市橋谷字上平・・・、位置は南海林間田園都市駅より南に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は田、現況は畑となっております。賃借人は市外在住の個人です。現在の住まいが手狭になったため適地を探していたところ、祖母の家の近くで農作業の手伝いが可能な距離だということで、本申請に至りました。計画によりますと、個人住宅1棟を整備いたします。排水につきましては、汚水・雑排水につきましては敷地内に合併浄化槽を設置し、そこで処理後、申請地南側水路に放流いたします。雨水につきましても、申請地南側水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は6筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図は5-4ページをご覧ください。

申請地は橋本市清水字久保・・・、位置は旧学文路中学校より北東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は田、現

況は畑となっております。賃借人は市内在住の個人で、現在の住まいが手狭になったため適地を探していたところ、こちらもまたご両親さんの近くで農作業等手伝いが可能ということで、こちらの農地で本申請に及びました。計画によりますと、個人住宅1棟を整備いたします。排水につきましては、こちらも敷地内に合併浄化槽を設置し、処理後、申請地南側水路に放流いたします。雨水につきましても、申請地南側水路へ放流いたします。このことにつきまして、紀の川用水土地改良区及び地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、農地法第5条の許可申請においての事業計画変更の届出がありましたので、そちらの方、説明いたします。議案書の方は5-2ページ、位置図は5-5ページをご覧ください。

申請地は橋本市高野口町応其字池尻・・・及び・・・こちらの農地につきまして、平成30年12月定例農業委員会におきまして駐車場及び資材置き場として許可された案件となっております。本申請につきまして、当初、駐車場及び資材置き場として使用していましたが、南側に隣接する場所で太陽光発電の施設を計画していたんですけれども、パネル配置の変更が生じまして、今回、・・・の土地に太陽光パネルを設置してしまったということで、今回、事業計画変更と申請が出ております。変更につきまして、排水については、汚水・雑排水は発生いたしません。雨水につきましては、申請地東側及び西側の既設水路へ放流いたします。本計画変更につきまして、引の池土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、こちらについても同意を得ております。事業に要する経費につきましては、既に工事が完了しておるため費用は発生いたしません。

以上について、申請に必要な書類はすべて添付されており、現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いします。

・林委員

8番の林です。応其の1番ですが、・・・さん、・・・さんにも一応聞き取り調査いたしました。・・・さんももう71になって、このちょうど・・・さんの資材置き場に・・・さんとさんに来ていただきました。子どもたちも皆、東京とかあちこちに住んでおるもので、もうお父さん作っとして、もう処分しといてよと言われて、まだほかはしてないらしいんですけど、最終的には・・・さんに買っていただくということで何も問題ないと思います。以上です。

・議 長  
次は。

・東推進委員

推進委員の東ですけれども、子安地蔵の手前の裏に土地があるんですけど、地図で見たらわかるんですけど、東南の方に民家がありまして、結構近いんです。太陽光発電やった場合に、さっき別の案件もありましたけど、大丈夫かなと思って、ちょっと気になったんです。そのあたり、業者の方もちゃんとやると思うんですけど、許可した場合にその後のこと、そのあたりは事務局の方でその交渉というのか、もし問題あった時は対応されるのか。

・事務局

今回の申請におきましては、橋本市における太陽光発電設備の設置にする条例につきましても申請していただいておりますので、何かあった場合はその条例にも基づいて、橋本市の方からも転用業者であったりには、また何かあった時にはこちらからも問い合わせをしたり、あまりにもひどいやり方をしているようであれば、和歌山県とも協力しまして、業者の方に問い合わせをしたいとは考えております。

・東推進委員

それだけです、特に気になったのは。あまりにも近かったから、

民家から。どういう作り方するかわからないですけど、それまたよろしくをお願いします。

・ 議 長  
次。

・ 堀切推進委員  
推進委員の堀切です。現地確認、本人確認いたしました。事務局の説明どおりです。

・ 議 長  
はい。

・ 廣田委員  
4番の案件です。事務局の説明のとおりで、これ親子でございます。現地につきましては、萱野推進委員さんたちと一緒にっておりますので、萱野委員から説明していただきます。お願いします。

・ 萱野推進委員  
推進委員の萱野です。今、廣田さんおっしゃったとおりであります。この土地周辺は、数年前の和歌山県の国体の時に元南海の引き込み線があった土地を利用して、  
等を付けましたので、元々これがなかったんですが、そういった形で今、・・・の介護施設とか、この道に家が建ってきておりますので、道が付きますので、この辺は住宅地になっていくような感じのところです。だんじり小屋もできました。そんなことで、今言いましたように、親子ということで、賃貸住宅にありましたが、手狭になったので地元へ戻りたいという意向らしいので、そういうことでの説明でございました。

・ 議 長  
次、事業計画変更。これは現地は見てくれてあるのかな、事業変更は。

・ 事務局  
はい。現場の方、林委員から意見書を提出していただいております。

ますので、行ってもろてあります。

・議 長

はい。林さんから何かあったら。

・林委員

・・・さん、社長にも会って、これいろいろ、駐車場とか  
も、これももう、前は  
横やっと思ったと思う  
駐車場で太陽光発電 今度はメイン  
で太陽光発電するというので、何も問題ないと思います。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願  
います。

・廣田委員

5番の廣田です。事務局にお尋ねします。事業計画変更ですが、  
駐車場と資材置き場作るんやと言うて出しといて、いや、もう太  
陽光発電やと。そんなうまいこと行くもんですかい。

それと、最初から太陽光発電で申請あがってたら、何kWでパワ  
ー何やらが何台だと説明ありましたが、駐車場から太陽光発電に  
変わりましたという説明だけで、どんな太陽光発電するんやら何  
やらわからんので、ちょっとその辺詳しく説明、してもろてもし  
ゃあないんやろけども、聞いていただいたらありがたいように思  
いますが。

・議 長

事務局、どうぞ。

・事務局

説明が抜けておりまして、済みません。まず、今回、太陽光パ  
ネルの設置の分になるんですけども、太陽光パネルは360枚、  
パワーコンディショナー4台で、発電出力は49.5kWの太陽光発  
電施設の設置となっております。

また、今回の申請についてなんですけれども、当初、駐車場、  
資材置き場として使用していたということで、作業完了の報告書

の方を預かっておりまして、その後しばらく使ってから太陽光の発電施設に、南側の土地の分でちょっとそこの分の配置が変更になったということで、47番まで影響してしまったということになっております。本来、一旦、雑種地、駐車場、資材置き場に変更して、その後、短い期間の間に太陽光パネルの設置はしてしまったという形にはなってる案件にはなっております。

・議 長  
はい。

・廣田委員

事務局にお尋ねしますが、これ駐車場として使ったということですが、これ使ったんやったら、改めて駐車場から太陽光発電を、事業計画の変更やなしに、駐車場から太陽光発電をやりますよということで、変更やなしに改めてあげてもらうべきものと違うんですか。

・議 長  
どうぞ。

・事務局

同じ説明になってまことに申しわけないんですが、そもそも46番、47番につきましては、先ほどから説明させていただいており、資材置き場と駐車場ということでご審議をいただいて、許可相当ということで県知事許可もおりておりました。

その後、工事が完了して、いく日もたたないうちに太陽光パネルの設置の情報が寄せられまして、事務局の方で確認をしました。太陽光パネルの設置につきましては経済産業省のFIT法の申請の兼ね合いもありますので、そちらの書類の提出を求め、時期を調べたところ、本農業委員会での申請時期と余りにも近過ぎたために、これは何かあるのかなということで本人を事務局の方に呼び出しまして、県と同席のもとで確認をしました。

あと、廣田委員ご指摘のとおり、余りにもうまいこと話が行き過ぎるとということで、いろいろ関係法令等々を調べた結果、やはりこれは、素直にはいそうですかというわけにはいかんということで、嚴重注意をして、本人に反省を促した後、事業計画の変更ということで再度ご審議をいただくという経過に至った次第で

す。

・岡本委員

ちょっと教えてほしいんですけど、一旦、農業委員会の手から離れたものをもう一遍戻ってきてせないかんというのは、もう資材置き場とか駐車場にしたら、どこの管轄になるんですか、役所の方は。

・議 長

どうぞ。

・事務局

岡本委員おっしゃるとおりで、転用許可後、転用完了後、何をしてもということになって、農業委員会から一旦手離れてしまうんですけども、転用が完了した後でF I T法の申請なりを行って太陽光設備に変わるのは全然問題はないんですが、転用を見越したであろう、そのもとの中で経済産業省の方に申請がなされておったものですから、虚偽とまでは行かないけれども、これはちょっといかなものよというふうに県からの方もご指導を仰ぎまして、本申請に至っておる次第です。

・議 長

はい。

・廣田委員

これ無断転用と違いますの。無断転用やったら、ここの委員会だけで、あそこを無断で転用しとるんで、どないしましょうということ審議してから、まあしゃあないな、太陽光パネル、という順番になっていくように思うんですが、そうでないと、我々、前回それでええですよ、異議なしと言うたやつ、何やら無視されたような気がしますんですが、いかがでしょうか。

・議 長

はい、どうぞ。

・事務局

廣田委員おっしゃるとおりでして、本来ですとそういう手順に



なると思うんですけれども、今回につきましては、余りにも農地法なり農業委員会という仕組みを軽視しとるというのを事務局も真剣に捉えまして、前回の中には、当然、太陽光というのは一言も入ってなかったものですから、計画の中にも入ってなかったんですけれども、今回、改めて太陽光ということできちっと申請し直せよということで、全体計画含めて、隣接する44番地及び45の2番地を含めた全体計画を示させた上で、農地に係る部分の46番地、47番地の事業計画の変更ということになっております。

- ・ 委員

そうしますと、県の言い分としては、どれ位の期間あいてたら、太陽光発電に今度は切り替えますというようなことをしようと思うたら、こっちへ帰ってこないかどうか。

- ・ 議長

どうぞ。

- ・ 事務局

これだけのケースではないんですけれども、周知のとおりで、橋本市の方も太陽光条例ができております。施行日から見ますと、当然、この施行日の中に当てはまるんですけれども、どうしても条例とかになりますと、周知期間というのが設けられる加減で、実は、届けなくてもいいですよ、まあいいですよとは言わないんですけど、届けなくてもというふわっとした時期に当てはまるんです。

そこで、我々事務局としても、届がまだ出されていない状態でしたので知る由なかったんですが、知った以上は、これいかんやないかと。それが何日以上あいておればどうという議論ではなくて、やはりきちっと手順を踏んで申請をしていただくべきやということで、今回に至っております。

- ・ 委員

ほしたら、ここであかんと却下してしもうたら、どないになるんですか。

- ・ 事務局

転用許可おりませんね。

・ 廣田委員

毎回済みません。太陽光発電にはこだわるんやなしに、前回の農業委員会で資材置き場へやったらよろしいよと言って、皆さん、よろしいよと言うたわけです。それが、変更で資材置き場以外のものにするんやって。ほな、自分ら前に、資材置き場やったらええよというて言うもったやつが、いやいやって、そんなんありかい。

・ 議 長

どうぞ。

・ 事務局

事業計画の変更ということでございますので、平成30年当時に出された申請というのが実は生きている状態になるんです。その時には資材置き場ということで申請をしておったんですが、今回改めて、資材置き場ではなく太陽光発電施設の設置ということで、改めて申請をいただいたというふうにご理解をいただきたいです。あと、いろいろなご意見はあるとは思いますが、県とさまざまな協議を経た上でここに至っておるということをし添えさせていただきたいです。

・ 議 長

はい。

・ 萱野推進委員

萱野ですんやけど、資材置き場からもう既に太陽光に変えたいと、それは本人から言うてくることなんじゃない、誰かからその変更が、連絡があったとかということですよ。市役所がわかって言えるということじゃないんやろ。ここへ言うてけえへんたら、そのままということやな。誰かが言うてけえへんたら。

・ 議 長

どうぞ。

・ 事務局

外部から連絡がありまして、おかしいと。確かに、南側に隣接する土地の太陽光の話は聞いておったんだけど、どうやらそのエリアを越えてきとると。ほんで、農業委員会としましても、資材置き場、駐車場として許可を出した以上、本来であれば目的外使用になりますので、そこで改めて協議をしたということでございます。市役所から何かしらの調査をもってとか事務局の調査をもって発見、発覚したわけではないです。あくまでも外部から寄せられた情報をもとに調査した結果ということになります。

・ 萱野推進委員

そんなんやったら、悪質やな。

・ 事務局

ですので、呼び立ててきちっと、都合3回ですか、合計3回呼び出しをして、いろいろ指導しております。

・ 議 長

はい。

・ 委員

いや、だけど、こんなんでも一遍、こういうような許可通っておれば、ほかの物件でもすべてこんなん来たら通さなあかんようになるという面があるんですよね。その辺を今後どう処理していくのか、大事なところやと思うんですけど。

・ 議 長

はい。

・ 事務局

本来、許可後の目的外使用になりますと、一度、原状復旧命令を出して、そこからということになると思うですけども、いろんな協議をしていく中で、まあまあそこまで求めるの酷かなということと、本人、十分に反省しとるという態度が見受けられましたので、事業計画の変更ということで至っております。

ただ、この話がありましたのは、実は3ヶ月、4ヶ月前からずっと動いておりまして、ようやくこの事業計画の変更ということで落ち着いた次第です。

- ・ 委員  
問題ないということでもいいんですけど、ある有力者とか権力者が言って通るやつと、普通の人間が言うて通らんようなことが出た時に、やっぱり何しとんのやというふうなことになるので、それが一番心配なんです。
- ・ 議長  
それはな。それは中立な立場ですので、厳格にやっぱり審議していかないかと、それはな。  
ほかに。はい。
- ・ 委員  
今言われているもの、この地図上から言って、46、47ですよ。これから見たら、45とか44とかは、さっきの話しぶりで見たら、既にこの辺は太陽光ですか。
- ・ 事務局  
44番地、45の2番地につきましては、太陽光パネルがもう既に設置されております。元々、FIT法の申請においても、この地は入っておったところなんです。
- ・ 委員  
44、45とか46とか、もう既に太陽光で許可おりてるんです？ ほんで、何か拡大するような感じにもとれるんです？
- ・ 事務局  
拡大ではないです。これ、ちゃうな？
- ・ 萱野推進委員  
僕もちょっと現場知ってるんですけど、この44と45は、これ中古車屋、車屋さんやろ。山際の。車を置いてるやろ、古い車。そやって、この太陽光をまたいでるやろ。
- ・ 事務局  
この間に入ってる状態ですね。

・萱野推進委員

46と47の地所だけと違うん違う？ この44と45の2は山際さんの土地？ これ借地？ 何か車を置いてんで。

・委員

中古車置いてるのは、山際さんのや。

・萱野推進委員

ほやから、もうこれ確信犯やで。12月に農業委員会通ったらもうすぐやったで。だから、これ周辺同意得たと言うたけども、それは駐車場として同意はしたと。太陽光あるのは、今、何飛んでくるかわからへん。これ皆さん、はたに住居何軒かある、こんなはもう無視してしまうんかな。

・議長

どうぞ。

・事務局

委員ご指摘のとおりで、周辺住民の皆さんからの同意得てるという話があったんですけれども、それは事務局の方も憂慮した事態ですので、あくまでも申請者には、資材置き場、駐車場として説明にあがって同意得たものであるもので、だから、計画変更だけではだめですよ。同意をもう一度とり直してくださいということで、とり直しは指示しております。きちっと太陽光になりますという説明をした上で、今、同意を得ている状態です。それは引の池水利組合も同様です。

・議長

同意もうとれたあるんやな。

・事務局

はい。

・議長

手続さえちゃんとしてくれてあったら、農業経営上問題なかったら、我々農業委員会としてはそれを否定するというだけでけへんさかいな、それは。

- ・ 委員  
周辺に農地というのではない。
- ・ 議長  
ないんか。ほしたらもう、あっても農業経営上は何も支障ないと、こういうことやな。
- ・ 事務局  
事務局としましても、冒頭から質問いただいておりますが、農地法の軽視ですとか農業委員会の軽視ですとか、やったもん勝ちという状況だけはもう許されませんので、今回きちっと全体計画を示させた上で、農地の部分について、再度、事業計画の変更ということで申請をいただいております次第です。
- ・ 議長  
そういう理解と、こういうことになるかと思えます。  
ほかに質疑ないですか。

.....

- ・ 議長  
要するに、駐車場作るでと言うて、ほいで結局、太陽光を作ってもうたってことやな。それはもう完全に目的が違うから、もう1回これは変更してもろて転用許可出さなしゃあないわな、農業委員会としては。
- ・ 委員  
皆さん知ってると思うんですが、太陽光って結構、夜、音するでしょう。私の地区で太陽光やってる人がおって、夜歩くと、結構、機械があるでしょう。ごおっと音してるんです。そのあたり認識あるのかなと思って。1回、皆さん夜でも歩いて聞いたら、結構あれ、じわっと、夜だったら響きますよ。
- ・ 議長  
それは農業委員会で議論することではなしに、市のそういう条例で、地域住民にそういうことで説明するんですよという形に、

市は条例なっとして、何か問題が起こった時は事業者がちゃんと責任をとるんですよという形になってる。それをもって事業者は事業を着工するわけやから、農業委員会はそこまで突っ込んでいくと大変なことになるので、農業委員会はそこまで立ち入る気はありません。

- ・ 委員  
風力発電でもものすごい音するわ。

- ・ 議長  
はい。

- ・ 事務局

本委員会につきましては、橋本市農業委員会ですので、市長部局から離れた独自の行政委員会となります。何が言いたいかといいますと、市長の権限が及ばない独立した中立的な立場で皆さんにご審議をいただくこととなりますので、委員さんそれぞれの懸念はあろうかと思いますが、それは市長部局の担当課の方で対応させていただく案件になろうかと思えます。

また、水力発電、風力発電、太陽光発電のことにつきましては、生活環境になりますので、水道部かな、生活環境課の方で対応する案件かなと思えます。ただ、情報としましては、同じ会社、同じ敷地内にありますので、常に情報共有はしておりますので、よろしくをお願いします。

- ・ 議長  
それでは、質疑を打ち切ります。  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。  
本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・ 議長  
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。  
次に、議案第3号 非農地証明願について を議題といたしま

す。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 非農地証明願についてご説明いたします。議案書の非-1ページと位置図の非-1ページをご覧ください。

申請地は橋本市境原字弓場之段・・・、台帳地目は田、現況は原野となっております。申請地は申請者の父が相続した昭和50年頃から雑草、雑木が生い茂っていたとのこと。本申請につきましては、何らかの原因で非農地となった土地で20年以上経過し、周囲の状況から判断して将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められると判断いたしましたので、証明願については許可相当かなと判断しております。

以上、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明をお願いします。

これ私の案件ですけども、耕作実績はありません。もう大きな木生えとって、もうどないもならん、農地としての利活用はとでも困難です。山林になっていますので、よろしくご審議お願いします。

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第3号 非農地証明願について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。



次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書のページ、基-1から基-2の、農用地利用集積計画に伴う利用権の設定についてをご覧ください。左端の整理番号1番から5番までが新規5件、継続の再設定の方が1件、合計6件となっております。代表して、新規の整理番号1番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。利用権を設定する土地は橋本市隅田町河瀬字堂廻・・・です。現況地目は田で、面積は・・・㎡です。利用権の種類は賃貸借。賃貸借の賃の字が抜けておりますので、賃の字をつけ加えておいてください。申しわけありません。賃貸借で普通畑として利用します。利用権の期間は2年と5ヶ月、終期は令和4年3月31日となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・a、新規の設定となっております。

なお、今回利用権を設定する土地は新規及び再設定すべてで合計7筆、合計・・・㎡となっております。以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員から追加説明があればお願いします。

・事務局

済みません、合計、すべてで5件です。6件と読み上げましたが、申しわけありません、合計で、すべてで5件です。よろしく申し上げます。

・議長

別に追加説明はありませんか。

.....

・ 議 長

この1番の賃貸料、玄米60kg、1俵渡すということやな、これ。

・ 事務局

そうですね。玄米で支払うというふうにお伺いしております。

・ 議 長

ありませんか。

・・・・・・・・

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（農地中間管理事業分）についてご説明いたします。議案書、次のページ、中-1から中-2の農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者一覧表をご覧ください。

左端の整理番号1番から5番、計5件ですが、代表して整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は和歌山県の農地中間管理機構である公益社団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市柏

原字井戸之本・・・です。現況地目は畑で、面積は・・・㎡です。利用権の種類は賃貸借で、果樹園として利用します。利用権の期間は3年で、終期は令和4年10月31日となっております。

今回利用権を設定する土地は全部で10筆、合計・・・㎡となっております。和歌山県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することになります。希望者につきましてですが、和歌山県農業公社及びJA紀北かわかみの担当者より、橋本市柏原1番と2番の柏原の農地については認定就農者である・・・さんが借り受けの希望を、橋本市隅田町中島及び隅田町中下の農地についてはJA紀北かわかみが借り受けの希望を申し出ているということです。まだ確定はしておりませんが、また確定次第、報告させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員の方で追加説明があればお願いします。どうぞ。

・ 岡本委員

岡本ですが、1番、2番は果樹園なんです。桃を全部作つとる所なんです。それで私、この契約書を見て、後どうなるのかな思うたのは、3年とか4年契約でしょう。そうすると、桃なんかは、これからまだ植えるところもあるんで、3年で終わりとか4年で終わりとなったら、後どないするのかな思うて心配して聞いたら、それは和歌山県の農業公社の方で、そこら辺は貸し主と借り主にちゃんとした契約書をするというて聞いたんですけど、そこら辺よくわからんのですけど。

・ 議 長

継続するとか何とかという形になるんやろな。

・ 岡本委員

それはどっちがやめていくかわからんので、やめた方の責任問題というのをきちっとしたってもらわんと、後でもめたら困るなと思うたので、ちょっと申し上げたら、県の方がやるというようなことになってるというのを聞いた。うそかほんまかはようわか

らのやけど、その辺、何かご存じなんですか。

・議 長

3年で契約切れた時やな。

・事務局

そのあたりにつきましては、和歌山県農業公社と借受人さんとの契約になっておりますので、やはり継続していただくのが一番の私たちとしても希望ですけれども、切れてしまえばまた、私たちが農業公社とJA紀北かわかみさんとマッチング協議というのを行っております、希望者と希望する農地、どこかええとこないかなというところで、また新しい借受人さんを探すようなことになるのかなと思います。うちの、市の方の農業委員会としては公社と借受人さんとの契約にはちょっと入ることはできませんので、そこは継続、当然、希望はしたいところですが、もしできなくなってしまった折には、それは仕方がないことですので、新しく希望者を募るといようなことになるのかなと思います。

・岡本委員

これ山やったら、そう問題にならんですけど、田んぼなんです、元が。そやから、田んぼやから、借り主がもうやめますわと言うてやめた場合に、残していかれたりどこかへ飛んでいってしもうたら、あと誰がどないするんやろなど。おればいいですよ。遠くから来とる人とか、そういう人が借りとる場合があるわけですから、これがどうのこうの言うわけじゃないんですけども、その辺が誰がちゃんとできるのか。

・議 長

借受者というのは、年齢はいくつ位で。借り受け希望者というんか。

・岡本委員

この分は、まだ20歳代で、ほれで県の補助をもろてやっとな。5年か6年あるんやけど、それでようせんようになった場合に。

・池田会長職務代理

青年就農給付金。

- 議 長  
どうぞ。
- 事務局  
今、借り受け希望を出されているこの方ですけれども、生年月日、平成元年となっておりますので、30歳位やと。
- 議 長  
希望的なあれでは。
- 事務局  
まだ希望です。
- 議 長  
どんどん続けてもらえるような希望やな。80の人では無理やからな。
- 事務局  
岡本委員、この場でOK出してもらわないと、この後、公社と人さんの契約というのでもできませんので、できれば農業公社を使うことに対してご承認いただきたいと思いますので。
- 議 長  
そういうことや。あとは農業公社に任さなしゃあない。
- 岡本委員  
それでトラブル起きないように。
- 事務局  
3年後のことはまた。よろしくお願いします。
- 議 長  
どうぞ。
- 委員  
些細なことですけど、事務局にお聞きしたいんですけど、議案

4号とか5号の右側に契約の期間年月ありますね。これ、どういうふうに理解すればいいんですか。今の5号でしたら、03、00とありますね、1つ目。これ令和の03年から期間ですか。

・事務局

期間、3年と何ヶ月かということになっております。1番の案件であれば3年の貸借。

・ 委員

下は。

・事務局

月です。3年何ヶ月とか。これはシステムから議案書の方が出力できるようになっておりまして、ちょうど10月末までであれば3年ちょうどになるんですけども、中には来年の3月末で切りたいとか12月末で切りたいという申請者の方もおられますので、そういった時には何年何ヶ月といった、ちょっと中途半端な数字が出てしまうこともございます。

・ 委員

これ5番でしたら、もう1年だけということやね。01の00やから。

・事務局

そうですね、これは1年で。期間が1年間の契約ということになっております。

・ 委員

わかりました。

・池田会長職務代理

単純な質問で申しわけないんですけど、経営面積、設定後565ってずっと下までなってんねやけど、これはどういう意味かな。

・事務局

これはシステム上で管理している、農業公社が今借り受けをしている土地の合計がそのまま出力されていると。

- ・池田会長職務代理  
これは県でということですね。
- ・事務局  
そうですね。農業委員会は農業公社に貸すというのをOKする場になりますので、農業公社に今こっだけOK、いうたら、承認しているよということ。農業公社から今度、転貸はしているんですけども、農業委員会が。
- ・池田会長職務代理  
実績という意味やね。
- ・事務局  
そういうことです。そう思っていただければいいかなと思います。
- ・議長  
ほかに。はい。
- ・委員  
ちょっとわからんのでお聞きしたいんですけども、ここへ出てきとるのは、土地持った人が誰ぞに来てほしいという、この県のどこへ登録するんやけど、逆に、農業したいんやけども、どこぞ貸してくれるところないかなというふうな申し出もあるんかいな。
- ・議長  
はい。
- ・事務局  
そうですね。そういった申し出もやはりあります。
- ・委員  
それはどこへ、どこぞで登録、まあ土地出てこなあかんさかい、農業委員会の方でとめといて、出てきたら、ここどうですかというふうなん、あるの。

・事務局

そうですね。農業委員会の方でも農地銀行という取り組みしていますので、ようせんようになった土地とかというのは情報をいただいておりますけれども、やはりもうご本人様がようできなくなった農地や、すごく場所の悪い所がたくさんありますので、やはりいい所というのはもう先に、農協さんであったりとか農業公社さんの方が情報を持っていて、今、JAさんの方、営農部さんの方がこういった相談員さん付けてくれておりまして、農業振興地域内に入っている所でしたら、もう農協の担当者さん通じてこういったマッチング協議というのを進めて、中間管理事業を使うという方向に今どんどんシフトしていっていますので、農協さんと農業公社さんの方が今、情報の方は強いかなと思います。

・議長

それでは、質疑を打ち切ります。議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を求めます。

・事務局

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。議案書の18-1ページと位置図の18-1ページをご覧ください。

申請地は橋本市隅田町芋生字芦原・・・、・・・です。賃貸人は・・・、賃借人は・・・さん。今回の合意解約につきましては、戦前からの小作契約が付いておりまして、この契約について令和元年9月1日付で合意解約の通知の提出がありましたので、ご報告いたします。

以上です。よろしく申し上げます。



・議 長

これ解約した後、元々の地主さんはどないすると言うてる。そんな話ないか。誰かに借りてもらわな、また荒れてしまう。どうぞ。

・田中（一）委員

大変難しい所です、これ。というのは、はたに消防の貯水槽があるんですよ、この土地のど真ん中に。道のはたに。その関係で、案外、借りに来る人が少ないんです。ということで、その近隣に駐車場ないんで、できませんやろ。だから、そこへ置くと駐車違反になるし、大変難しいところです。

・議 長

そうか。まあしゃあないな。ほんでも、利用価値があんまりな。しゃあないわ。

・田中（一）委員

面積とか、道のはたではいいんやけど。だから、これは明らかに、・・・というのは、これ私のいとこなんですけど、これも大変迷惑をこうむってるんです。

・池田会長職務代理

ええ土地に見えるけどな。

・田中（一）委員

土地はいいんやけどね。今のところは管理はしてます、草刈りして。

・議 長

まあ地権者に任せておきましょう。どうぞ。

・事務局

事務局から少しだけ。この土地につきましては、そもそも田中委員おっしゃいましたように、防火水槽が今できておる状態です。本来ですと転用案件にもなってくるんですけども、市の方が実

施主体になっています、橋本市消防本部になりますが、きちっと  
嚴重注意を与えた上で、今回の合意解約に至った次第なんです。  
本来であれば、我々も知らなければこういうこともなかったとは思  
うんですけれども、きちっと境界明示ですとか転用の実績です  
か、転用もきちっとされたとの話だったので、戦前の小作権の契  
約についてもきちっと正しい面積でもう一度結び直してください  
という指導を行った結果、今、解約になっております。

・議 長

事務局の報告終わりました。

それでは、続きまして、その他の項に移ります。委員の皆さん  
で何かご意見、ご質問はございませんか。特にありませんか。

．．．．．

・議 長

なければ、以上で本定例委員会に付議された案件はすべて終了  
いたしました。これをもちまして、令和元年10月定例農業委員  
会を閉会いたします。お疲れさまでございました。終わります。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和元年10月10日

会 長 土井 清美 ⑩

3 番 大西 正明 ⑩

5 番 廣田 征男 ⑩